

川崎市地震防災戦略の概要について

1 地震防災戦略策定の背景

(1) 国の動き

国では、東京湾北部地震を想定地震として、人的・経済被害の軽減とその達成時期を含む具体的な減災目標が盛り込まれた「首都直下地震の地震防災戦略」を平成18年4月に策定しました。

この中で、地方公共団体においても、地方公共団体ごとの「地域目標」を策定し、効果的かつ効率的な首都直下地震対策の推進に努めるよう求められています。

(2) 国の防災戦略を踏まえた川崎市の地域目標

こうした国の動きを受け、本市においては、平成20～21年度に実施した地震被害想定調査結果に基づき、人的被害及び直接経済被害に対する減災目標、及びその達成のために必要な施策に係る具体的な目標と達成時期を明らかにした「川崎市地震防災戦略」を策定しました。

2 川崎市の地震被害想定

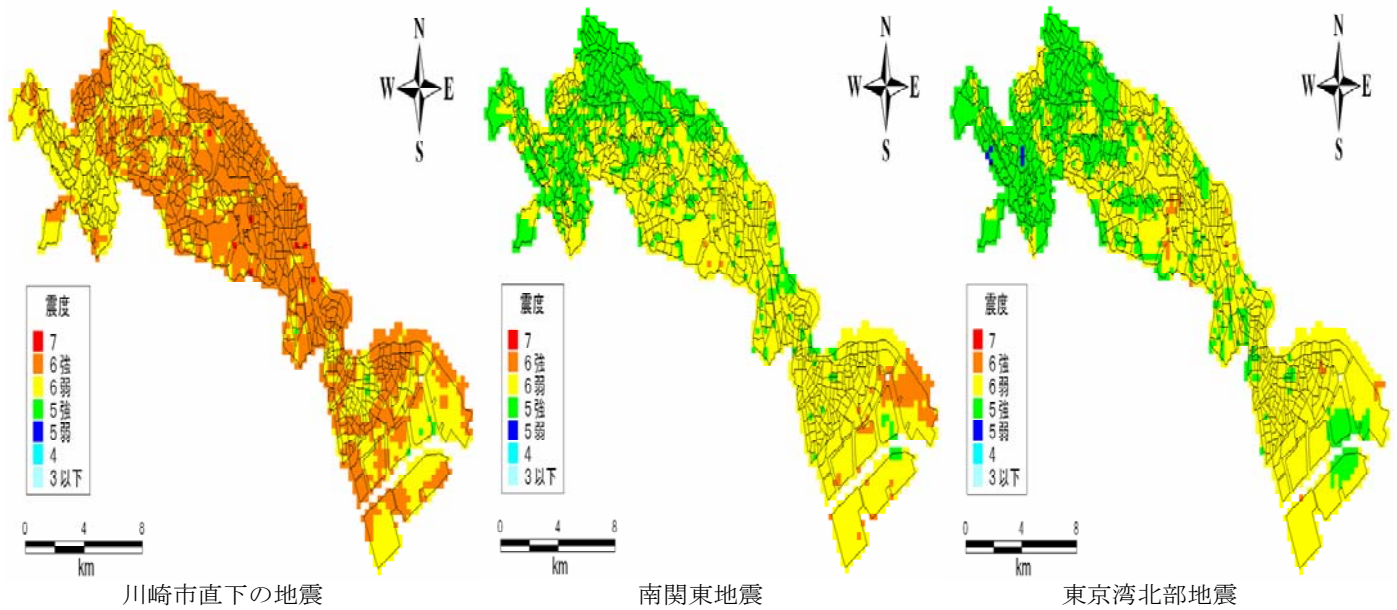
(1) 川崎市における想定地震

今回の被害想定調査においては、「川崎市直下の地震」、「南関東地震」、「東京湾北部地震」の3地震を想定地震として選定しました。

「川崎市直下の地震」は、市域における震度が「6強～6弱」と本市への影響が最も大きい地震で、地震の規模についても阪神・淡路大震災や東京湾北部地震と同等（M7.3）の大きさを想定しています。

本市におきましては、阪神・淡路大震災クラスの震災への対応が不可欠であると考えていますので、川崎市地震防災戦略における想定地震は、「川崎市直下の地震」を対象地震として採用しています。

(2) 想定地震の震度分布



(3) 主な被害想定結果

川崎市直下の地震、南関東地震、東京湾北部地震は、冬の18時に発生した場合を想定し、阪神・淡路大震災は、震災が発生した冬の5時の被害です。

種別	被害項目	被害単位	川崎市直下の地震	南関東地震	東京湾北部地震	阪神・淡路大震災※
斜面・河川	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	310	80	60	68 (がけ崩れ)
	河川堤防被害	被害率(%) (多摩川・鶴見川)	21	5	7	144箇所
建物	被害合計	全壊数(棟)	33,860	8,990	7,260	61,800
		半壊数(棟)	56,700	29,240	24,710	51,125
地震火災	出火	出火件数(件)	250	50	50	175
	延焼	焼失棟数(棟)	17,370	3,720	3,560	7,386
人的被害	死者	死者数(人)	1,140	290	240	4,569
	負傷者	負傷者数(人)	19,730	6,480	5,370	14,679
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1~3日後)	414,850	217,090	179,540	65万戸
	下水道	機能支障世帯数(世帯)(1~3日後)	263,400	149,170	128,010	延べ73km
	通信	不通台数(台)	175,930	61,780	54,890	12万回線
	電力	停電件数(件)	329,660	115,770	102,850	100万軒
	都市ガス	供給停止件数(件)	403,930	0	0	493,050
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	7	0	0	74
	鉄道	不通路線(路線数)(1日後)	8	1	0	9
	港湾	被害バース(バース数)	14	14	6	239
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	414,720	179,520	151,320	ピーク時
		避難者数(人)(28日後)	204,710	53,850	47,410	236,899
	経済被害	直接経済被害額(億円)	53,067	25,607	20,857	99,268

※神戸市発行「阪神・淡路大震災神戸復興誌」より抜粋(平成12年1月17日発行)

①阪神・淡路大震災における経済被害は、兵庫県下の被害(平成7年4月5日推計)で、その他は神戸市の被害です。

②算定方法、地域特性、発生条件などが異なるため、単純比較はできません。

3 川崎市地震防災戦略の基本的な考え方

(1) 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間としています。

- ・ 開始の時期は、川崎市新総合計画第3期実行計画の開始時期に合わせました。
- ・ 終了の時期は、国及び神奈川県地震防災戦略における最終年度に合わせました。

(2) 減災目標

項目	目標
人的被害	計画期間（平成23～27年度の5年間）において、想定される死者数の4割減を目標とします。 約1,140人 ⇒ 約690人
直接経済被害	計画期間（平成23～27年度の5年間）において、想定される経済被害の3割減を目標とします。 約5.3兆円 ⇒ 約3.8兆円

※ 参考 東京湾北部地震を想定地震とした減災目標

項目	川崎市	国
計画期間	平成23～27年度 (5年間)	平成18～27年度 (10年間)
人的被害の減災目標	死者数 約240人 ⇒ 約150人 (4割減)	死者数 約11,000人 ⇒ 約5,600人 (半減)
経済被害の減災目標	経済被害 約2.1兆円 ⇒ 約1.3兆円 (4割減)	経済被害 約112兆円 ⇒ 約70兆円 (4割減)

*国の半分の計画期間でほぼ同等の減災目標が達成できることから、国と同じ計画期間で実施した場合は、国よりも大きな減災効果が得られるものと考えています。

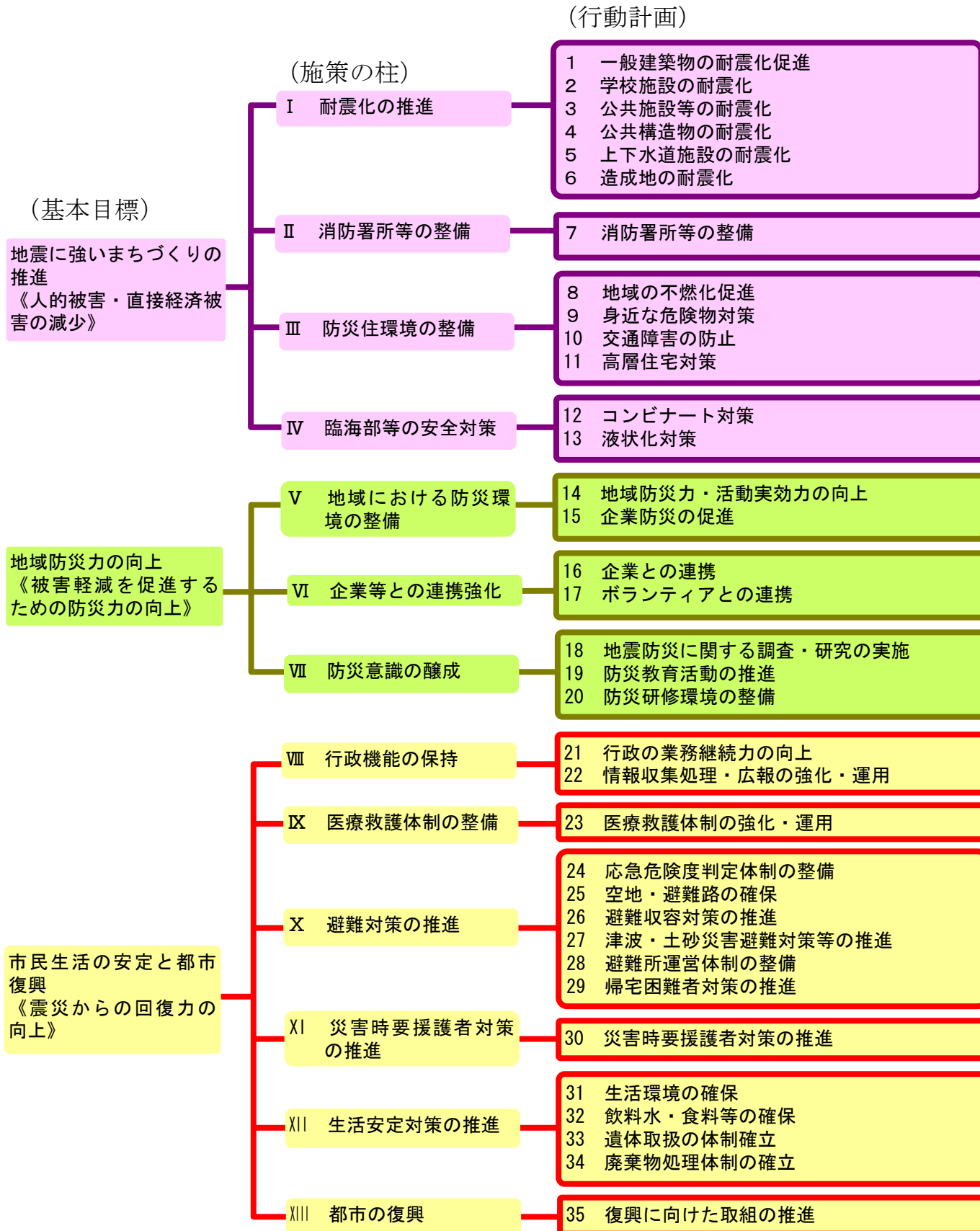
(3) 具体施策等の見直し

計画期間内における各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくものとします。

(4) 体系

川崎市地震防災戦略は、第1階層から第3階層までの体系となっています。
第1階層を基本目標とし、第2階層に目標を達成するための施策の柱、第3階層に行動計画を示しています。

(主な対策の例)



- 1 民間の木造戸建、共同住宅、特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物）の耐震化
- 2 耐震補強だけでは十分な効果が得られない耐震化未完了の市立小中学校の改築・大規模改修の実施、市立高等学校等の耐震補強工事の実施
- 3 市立病院、児童厚生施設、競輪場、卸売市場、消防署所・消防団器具置場、町内会・自治会会館などの耐震化
- 4 緊急交通路や緊急輸送路など防災上重要な道路等に架かる橋りょうなど公共構造物の耐震化、川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策
- 5 水道施設の耐震補強、管路の更新、重要施設への耐震管路整備（上水道）、下水道管きょ及び処理場・ポンプ場の耐震化（下水道）
- 6 擁壁の改修工事費用の一部助成、大規模盛土を特定する調査の実施
- 7 消防車両等消防資器材の整備、消防・救急無線のデジタル化、耐震性防火水槽の整備、消防団員の入団促進
- 8 密集市街地の改善、民間再開発の誘導による公開空地の確保、一時避難場所機能を有し延焼防止にも効果的な緑化の推進など公園緑地の整備・推進
- 9 倒壊の恐れがあるブロック塀の改善・指導、屋外広告物の転倒・落下防止対策の啓発・指導、家具転倒防止対策の普及・促進等
- 10 道路機能の早期回復体制の整備、応急復旧（占用）工事の効率化、緊急輸送路・緊急交通路の周知徹底
- 11 エレベーターの早期復旧体制の構築、高層住宅の地震被害特性の調査・啓発、緊急地震速報の活用
- 12 石油コンビナート等特別防災区域での消防訓練の実施、長周期地震動に関する調査・啓発、屋外タンクの耐震改修及び液状化対策の指導
- 13 マンホール等埋設物の浮き上がり防止対策の指導、川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策
- 14 自主防災組織等の活動や防災資器材整備への助成、地域の危険箇所を表示した住民によるハザードマップの作成及びそれを活用した訓練の推進
- 15 市内企業に対する事業継続計画（BCP）の早期策定の普及・啓発、緊急地震速報の活用
- 16 企業が持つ防災資源の提供や人的支援体制の推進、災害時応援協定等の検証と見直し、地元企業の持つ消防力との連携強化
- 17 専門性の高い市民ボランティアの確保、市内外のボランティアの受入体制と連携体制の構築
- 18 長周期地震動に関する調査・啓発、高層住宅の地震被害特性の調査・啓発
- 19 幼稚園から高校までの各学校等での防災学習テキストの配布、市内の学生等を交えた防災訓練の実施
- 20 防災啓発冊子の作成及びぼうさいライブラリーの利用促進、リスクコミュニケーションの普及・促進、災害図上訓練（DIG）の推進
- 21 本市業務継続計画の策定・充実、図上訓練等による危機管理体制の強化、初動体制の強化・充実、緊急地震速報の活用
- 22 総合防災情報システムの運用、災害情報カメラの整備・運用、同報系防災行政無線の再整備、災害時における広報の充実
- 23 応急手当方法の普及・促進、医療救護運営マニュアルに基づく訓練などの実施、医師会等の医療関係団体との連携の強化
- 24 民間・行政の応急危険度判定活動を円滑に行うための体制の整備、被災地危険度判定士の確保に向けた取組の推進
- 25 民間再開発に伴う公開空地の確保、市民防災農地の確保、利用可能な空地等の実態把握と一元管理
- 26 避難収容対策としての市立学校・市立病院・児童厚生施設・競輪場の耐震化、避難所補完施設等の把握と整理
- 27 津波の危険度や具体的な避難実施方法の周知、土砂災害ハザードマップの作成・周知
- 28 定期的な会議の開催や運営訓練の実施などによる避難所運営会議の活動・促進、避難所運営マニュアルの充実・強化
- 29 災害発生時における一斉帰宅行動抑制の協力依頼、市内企業との取組強化、事業者との協定の締結など九都県市の連携による対策の推進
- 30 災害時要援護者避難支援制度の登録促進・支援体制の充実、災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保
- 31 災害用トイレの備蓄の推進、応急仮設住宅の建設に係る訓練等の実施、長期避難施設等の確保、災害時のメンタルヘルスケア体制の構築
- 32 安定的な応急給水活動体制の構築、貯水施設の整備、備蓄機能の強化・推進、食料等生活必需物資の確保、救援物資の輸送体制の確立
- 33 訓練等を通じた遺体安置所運営体制の強化、大地震等の発生時に処理能力を超えた遺体が発生した場合の火葬計画の策定
- 34 本市災害廃棄物等処理計画などの見直しによる大規模災害時に発生する一般ごみ、し尿、瓦礫等災害廃棄物の収集処理体制の確立
- 35 震災復旧・復興体制の整備・運用、防災都市計画に関する調査・研究

4 パブリックコメントによる修正

(1) パブリックコメントの実施概要

- (ア) 募集期間 平成22年11月29日(月)～平成23年1月5日(水)
- (イ) 周知方法 市政だより12月1日号、河川情報掲示板(JR川崎駅西口)、
かわさきFM、市ホームページ及びチラシの配布にて、パブリックコ
メントの実施について周知
- (ウ) 資料の閲覧場所 市ホームページ、情報プラザ、各区役所、支所、出張所、
図書館、総務局危機管理室
- (エ) 提出方法 電子メール、郵送、FAX、持参

(2) 実施結果

- (ア) 意見提出数 4通(電子メール2通、郵送1通、FAX1通)

意見数 21件

- (イ) 御意見等の内容と対応

【御意見等に対する市の考え方の区分】

A 御意見を踏まえ、地震防災戦略に反映させるもの【7件】

- ・ 「減災目標等の見直し」において、見直しの対象が具体施策であるため、標
題と本文について修正(P8)
- ・ 「一時避難地」を「一時避難場所」に修正(P19)
- ・ 同じ内容で表現が異なる箇所について表現を統一(P22、29)
- ・ 本来記載すべき箇所が間違っていたため、記載箇所を修正(P25)
- ・ 「災害弱者」を「災害時要援護者」に修正(P42)
- ・ 帰宅困難者対策にて関係機関との連携や訓練等の項目を加筆(P45)

B 地震防災戦略にそった御意見であり、地震防災戦略に反映されているもの【4 件】

C 今後の施策の展開の参考とさせていただくもの【8件】

D その他（記載内容についての問い合わせ等）【3件】

項 目		件 数	市の考え方（単位：件）			
			A	B	C	D
地震防災戦略全般に関すること		3	1	1	0	1
具体 施策	目標1 地震に強いまちづくりの推進に関すること	7	3	0	2	2
	目標2 地域防災力の向上に関すること	4	1	0	3	0
	目標3 市民生活の安定と都市復興に関すること	8	2	3	3	0
合 計		22	7	4	8	3

※ 質問9は2つの項目について質問があったため、合計が22件となっています。

(ウ) 御意見等を踏まえた市の対応

パブリックコメントの結果、地震防災戦略の施策等に関して多くの意見が寄せられ、一部の意見については意見を反映し内容の加筆修正を行いました。基本方針等について修正を求める意見はありませんでした。

5 その他の修正

(1) 第3期実行計画（案）及び平成23年度予算に基づく修正

(ア) 施策No. 7及び98の「社会福祉施設の耐震化」（P13、41）

(イ) 施策No. 13及び45の「港湾施設の耐震化」（P15、26）

(ウ) 施策No. 74「総合防災情報システムの運用」（P36）

(エ) 施策No. 75「災害情報カメラの整備・運用」（P36）

(オ) 施策No. 80「医療機関等との情報伝達体制の整備」（P36）

(カ) 施策No. 81「同報系防災行政無線の再整備」（P37）

(キ) 施策No. 83「防災行政無線の電波や音声の伝達状況の把握と改善」
（P37）

(2) 平成22年度の実績に基づく修正

「具体施策の概要」において現状の数値が示されている場合、平成22年12月末現在（一部異なる期限あり）における最新の状況に、修正を行いました。